

新潟県避難所環境整備方針（素案）

はじめに

被災者の健康を守るための避難生活支援が求められている

近年、全国各地で自然災害が相次ぎ、今後も、地球温暖化や地震活動の活発化による災害発生が想定されます。災害時の被災者の健康や生活環境をどのように守るかが、重要な課題です。令和6年能登半島地震や令和8年熊本地震においても、暑さ・寒さ対策やトイレ、生活用水など、避難所環境をめぐる課題が議論されています。国際基準（スフィア基準）を踏まえた避難生活の質について議論が進む中、新潟県においても取組を進めて行く必要があります。

市町村が避難生活環境整備に取り組むための指針を策定する

新潟県では、避難者が避難生活において心身の健康を維持し、自立的な生活再建を目指すことができるよう、「新潟県避難所環境整備方針」を策定しました。指定避難所における標準的な設備・資機材の整備内容を示すことで、市町村が避難者のよりよい生活環境の充実に計画的に取り組むための指針として位置付けるものです。なお、全ての指定避難所に一律の整備を求めるものではありません。各市町村が、避難所施設の構造や利用環境、地域特性等を踏まえ、優先的に整備する避難所や設備・資機材、その確保方法を検討し、地域の実情に応じた整備を計画的に進める際の指針とするものです。新潟県は、広域的な活用が想定される設備・資機材の整備などを通じ、市町村の取組を支援してまいります。

・既存の「施設の設備」を活用、・「可搬型資機材」整備で補完、・「協定・応援」による受援、をもって「避難生活の環境整備」を実現する

整備については、施設の付帯設備の活用を基本とし、不足する機能を可搬型の設備・資機材等で補完するとともに、市町村による備蓄、民間事業者との協定、県や他自治体からの応援、国によるプッシュ型支援等を適切に組み合わせることとしています。

指定一般避難所は、多様な避難先の拠点として位置づける

指定避難所だけでなく、在宅、車中泊、親戚・知人宅、ホテル・旅館など、多様な避難生活場所が想定されます。その中で、指定一般避難所は、発災時の主要な避難先であるとともに、避難所外で生活する被災者への支援物資の配布など、地域における災害対応の拠点としての役割も担います。その観点からも、指定一般避難所を対象とし、避難生活に必要なとなる標準的な環境整備の方向性を示します。

本方針は3フェーズ（初動期、応急期、復旧期）における整備の考え方を示す

本方針では、設備・資機材の整備を具体的に検討するための目安として、初動期（1日まで）、応急期（3日まで）、復旧期（7日まで）の3つのフェーズを設定し、それぞれの段階に応じた整備の考え方を示しています。災害は、規模、支援の到着状況、ライフラインの復旧状況等により、各段階における状況が大きく異なることが想定されます。そのため、設備・資機材の整備内容を一律に定めることは困難です。そこで本方針では、基本的な整備方針を示し、これを標準的な考え方として整備を推進するとともに、実際の災害時には、状況に応じて柔軟に対応することとします。再建期は対象としていません。

本方針では小規模、中規模、大規模避難所の必要数量を示す

本方針では、設備・資機材の整備を具体的に検討するための対象として、県内の避難所の想定収容人数を基に、小規模（50人規模）、中規模（250人規模）、大規模（1,000人規模）のモデルを設定し、避難者の生命及び健康の維持に必要な設備・資機材と、避難生活の質の向上に有効な設備・資機材について、その品目、必要数量の目安及び整備・調達の考え方を示しています。

本方針では「TKB」を基盤に5領域で整理する

本方針では、「トイレ(T)・キッチン(K)・ベッド(B)」を核とし、「トイレ(T)」「ベッド(B)」「プライバシー対策」「生活用水」「暑さ・寒さ対策」「電源（設備稼働のエネルギー）」の5領域について、設備・資機材の整備の方向性を整理しました。「キッチン（食事の提供）」については、設備・資機材の整備での対策ではなく、1) 災害食等の備蓄、2) セントラルキッチン方式の活用、3) 炊き出し、4) 地元事業者の営業再開、等、地域内外からの調達、協定・応援を組み合わせで対応し、本方針における資機材の整備領域には加えないこととしました。

「新潟県避難所環境整備方針検討会」においては、直近災害の教訓から「整備するだけでなく実際に活用イメージがわかることが重要」との指摘を受け、整理や記載方法にも工夫を加えました。様々な角度から議論した結果を原案とし、市町村からの意見、パブリックコメントを経て本方針を作成しました。

避難所の環境整備における基盤的事項が整理されたことで、県、市町村、関係機関、県民において、さらに議論の機運が高まり、避難所の特性に応じた整備が進むことを期待しています。

(目次)

第1章	総則	1
1. 1	策定の趣旨	1
1. 2	本方針の目的と方向性	1
第2章	本方針の対象	2
2. 1	対応期ごとに変わる避難生活の姿	2
2. 2	避難所環境の質の確保	3
2. 3	避難生活場所の多様な姿	5
第3章	整備領域ごとの整備方針	6
3. 1	基本的な考え方	6
3. 2	整備を進める上での留意点	7
3. 3	整備領域ごとの整備方針	8
	整備領域① トイレ	8
	整備領域② 生活用水	12
	整備領域③ 暑さ・寒さ対策	17
	整備領域④ ベッド・プライバシー対策	21
	整備領域⑤ 電源	26
3. 4	その他 (整備領域外の整備品目例、資機材の管理等)	31
3. 5	整備後の管理等	32
3. 6	「新潟らしさ」を考慮した環境整備	33

参考

・新潟県の災害協定一覧

第1章 総則

1.1 策定の趣旨

(背景)

- ・ 自然災害の激甚化・頻発化に伴い、全国的に避難所を開設する事例が増えている。
- ・ 今後も起こる災害において、本県でも避難所開設の機会が増えることが想定される。

(全国的な傾向)

- ・ 避難所の環境整備においては、国際基準（スフィア基準）に基づいた考え方の整理が進んでいる。
- ・ 令和6年能登半島地震や令和8年熊本地震においても、避難所の暑さ・寒さ対策の不備、トイレや生活用水の不足などの課題が改めて明らかとなり、避難所での生活の質の向上に全国的に関心が高まっている。

(基本理念)

- ・ 避難者が、避難所生活において心身の健康を維持し、自立的な生活再建を目指すことができるように、避難生活の環境の底上げを行う。
- ・ 本方針を用いて、市町村、関係機関、県民において、避難所環境整備に対する議論の機運が高まり、それぞれの特性に応じた避難所整備が進むことを期待する。

1.2 本方針の目的と方向性

(目的)

- ・ 本県における指定避難所の標準的な環境整備の在り方を示し、市町村が平時から計画的に、避難所の生活環境の充実に取り組むための指針として位置付ける。
- ・ 標準的な避難所環境を収容人数の規模別に示すことで、地域や人口構成に左右されない避難所整備の方針として設定する。

(方向性)

段階に応じた整備

- ・ 災害発生後の過程（初動期、応急期、復旧期）に応じて整備すべきものを整理する。

避難所の収容人数規模に応じた整備

- ・ 避難所としては大小様々な施設が指定されているため、本方針では、避難所の想定収容人数を基に「小規模避難所(100人未満)」、「中規模避難所(500人未満)」、「大規模避難所(500人以上)」に分けた規模別モデルを設定する。

県と市町村の役割

市町村：本方針を参考に、市町村の避難所における資機材整備を推進する。
新潟県：広域に使用が想定される資機材を整備する。

第2章 本方針の対象

2.1 対応期ごとに変わる避難生活の姿

(避難生活のフェーズと日数)

- 災害発生後の各フェーズの日数は実際の災害の規模・様態によって異なるが、本方針では、ライフラインの復旧や被災地外からの支援の状況を踏まえ、初動期（～1日）、応急期（～3日）、復旧期（～7日）を目安として整理し、設備・資機材の整備に取り組む。
- 避難所の解消、仮住まい・本格再建の期間となる「再建期」は、本方針の検討対象外として整理する。

フェーズ	想定日数	参考： 中越地震	ライフラインの状況 ※県地域防災計画を踏まえ整理					被災地外からの支援 (設備・資機材)		
			電気	都市ガス	水道	下水道	道路	県・他市町村	県内協定団体	国
初動期	～1日	～1週間程度	×	×	×	×	緊急復旧	×	×	×
応急期	～3日	～1ヶ月程度	順次復旧	順次復旧	応急給水開始	×	順次復旧	順次支援到着	順次支援到着	×
復旧期	～7日				順次復旧	×				順次支援到着 (4日目以降)
再建期	8日目以降	1か月目以降	順次復旧	順次復旧	順次復旧	順次復旧	順次復旧	支援の本格化	支援の本格化	支援の本格化

※各フェーズの実際の日数は災害の規模・様態によって異なる。

<参考>

「防災基本計画」

- 各家庭での「最低3日間、推奨1週間」分の生活用品等の備蓄を呼びかけ

「新潟県地域防災計画」等

- 発災から72時間（3日）以内を救助活動及び生活支援等、1週間以内を避難所の閉鎖・期間延長の判断時期の目安と位置づけ
- 食料・生活必需品等の公的備蓄は、発災1日目を被災市町村の備蓄、発災3日目までを県・他市町村・協定等による調達、4日目以降を国・県外支援による調達を想定

2.2 避難所環境の質の確保

(求められる姿：TKBの確保)

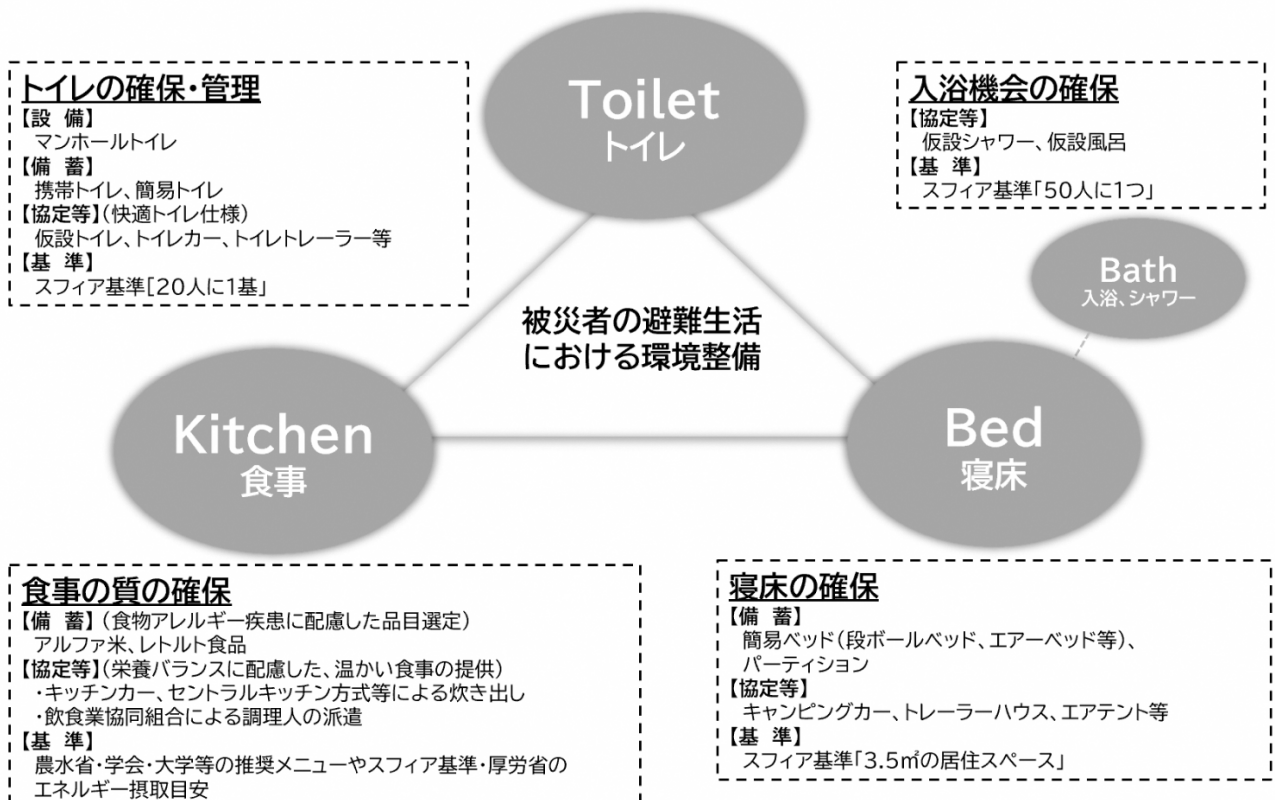
- TKB：トイレ (Toilet)、キッチン (Kitchen)、ベッド (Bed)」は、能登半島地震を契機に、避難所に求められる基本的な生活環境として広く認識されるようになり、避難所の重要な生活環境要素として注目されている。
- 国においても避難所の生活環境改善に向けた取組として、避難者の健康被害や災害関連死の防止、避難者の尊厳及び生活の質の確保を目的に、TKBの確保・機能強化を推進
- 「B」についてはBed (ベッド) に加え、Bath (入浴・シャワー) も含めて捉える考え方も普及

(TKBへの対応目安)

- 備蓄や国・自治体・事業者等の協定・応援を使い分け、フェーズや対象者に応じて効率的に整備する。

トイレ	・ 初動期から、避難所避難者に行き渡るように整備する。 ・ 自宅の倒壊・損壊により、家庭での備蓄物資を持ち出せない避難者もいることを想定して、避難所避難者分の備蓄が必要となる。
食事	・ 基本的にトイレと同じ考え方で備える。 ・ 温かい食事を速やかに提供するため、調理済み災害食の備蓄や、セントラルキッチン方式の活用、炊き出し設備の確保を図る。
ベッド	・ 国の取組指針では、避難所開設時から、避難者全員（行き渡らない場合は、高齢者等あらかじめ定めていた優先する者）への提供を求めている。

避難所の環境整備に求められる「TKB」



(5 領域の設定)

TKBの考え方を踏まえた「トイレ」、「ベッド・プライバシー対策」に加え、設備・資機材の整備促進に適した領域として、避難所環境の基盤となる「生活用水」、「電源確保」、更に、健康被害の防止に直結する「暑さ・寒さ対策」を加えた5領域について、整備の方向性を整理した。

・「生活用水」について

トイレや入浴、洗濯、避難所の清掃、器材の洗浄等に欠かせない「生活用水」の確保は、衛生環境の維持の観点から、国の取組指針においても重要視されているため、領域の一つとして設定した。

・「暑さ・寒さ対策」について

近年の災害において、避難所の空調設備の不足による健康被害（熱中症、低体温症）は課題視されており、国の取組指針においても留意が求められているため、領域の一つとして設定した。

・「電源確保」について

他の4領域の各種設備・資機材を稼働させるための基盤であり、実効性のある環境整備を検討するうえで、不可分一体の課題として捉える必要があるため、領域の一つとして設定した。

・「K：キッチン（食事の提供）」について

避難者に温かい食事を速やかに提供するため、設備・資機材の整備ではなく、調理済み災害食等の備蓄やセントラルキッチン方式の活用、外部からの応援（炊き出し、地元事業者の営業再開など）による調達での対応を基本とするため、領域の設定には加えないこととした。

避難所の環境整備に求められる「TKB」



- 本整備方針では、「資機材」及び「資機材活用に必要な備品」を中心に整備を考える。
- キッチン(食事)については設備・資機材の整備ではなく、セントラルキッチン方式の活用や、供給体制と一体となった外部からの応援を基本とすることとし、本方針においては対象としない。

2.3 避難生活場所の多様な姿

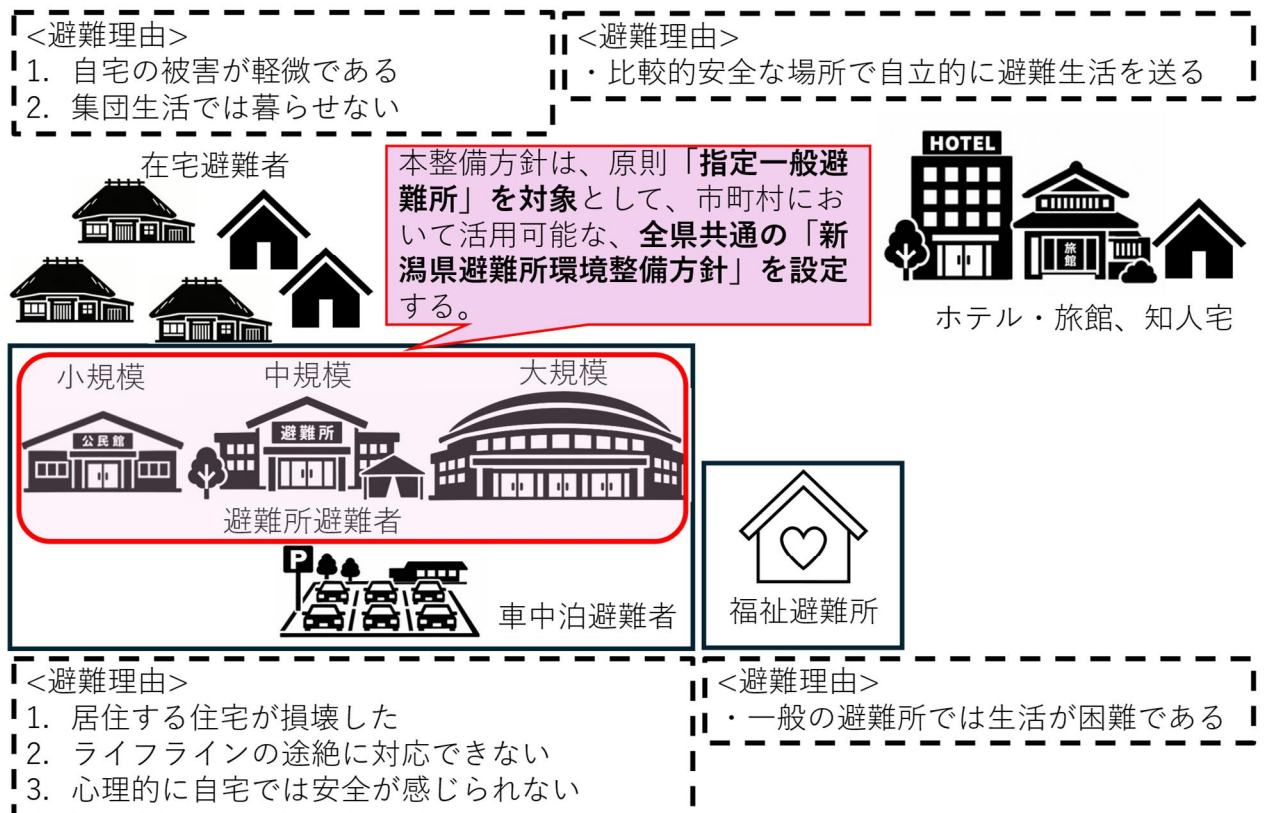
(避難先)

- ・ 被災者の避難先（拠点）として、多様な避難場所が想定される。
 - (1) 避難所：公民館や学校など、市区町村が指定した一般的な避難拠点
 - (2) 福祉避難所：高齢者や障害者など、特別な配慮が必要な方向けのバリアフリー対応施設
 - (3) 在宅避難：自宅が安全で水・食料が確保できる場合、自宅にとどまる方法
 - (4) 親戚・知人宅：安全な地域に住む知人や親せきの家へ身を寄せる方法
 - (5) ホテル・旅館：自治体が借り上げた宿泊施設などを利用する二次的な避難場所
 - (6) 車中泊避難：プライバシーの確保や避難所の混雑を避ける手段として選ばれる。一方で健康面や環境面で多くのリスクを伴うため長期には適さない。

これらの他に、地域住民が自主的・独自に開設する小規模な避難所「自主避難所」が立ち上がることがある。

(想定される避難所活用の流れ)

- ・ 災害の状況や家屋の安全性等を踏まえ、指定一般避難所への避難が想定される。
- ・ その後、被災者の個々の事情や生活環境等に応じて、在宅、車中泊、ホテル・旅館、知人宅等、避難生活を送る場所は多様化することが想定される。
- ・ 本整備方針では、発災時に避難者の避難先として想定されるとともに、支援物資の配布等、地域における災害対応の拠点としての役割を担う指定一般避難所を対象とし、避難生活に必要な標準的な環境整備の方向性を示す。



第3章 整備領域ごとの整備方針

3.1 基本的な考え方

本方針では、災害時に避難者がどの避難所を利用した場合であっても一定水準の生活環境を確保できるよう、避難者の生命及び健康の維持に必要な設備・資機材並びに避難生活環境の質の向上に有効な設備・資機材について、品目及び必要数量の目安を示す。

各整備領域に共通する設備・資機材の調達に係る考え方は以下のとおり。

なお、設備・資機材ごとの必要数量の算定条件及びモデルについては、各整備領域の項に示す。

（整備・確保の考え方）

- ・ 平時から施設付帯設備の数量や機能を把握し、その活用を基本としながら、指定避難所の状況に応じて更新や追加整備を検討する。また、停電や断水等により既設設備が使用できない場合に備え、不足する機能を補完する可搬型設備・資機材等を確保するとともに、円滑な調達・運用体制の整備に努める。
- ・ 自市町村での備蓄を基本としつつ、災害時応援協定に基づく民間資源の活用、県及び他自治体からの応援、国によるプッシュ型支援等を適切に組み合わせることで、効率的かつ実効性の高い設備・資機材の整備及び確保を図る。
- ・ なお、調達した設備・資機材が適切に避難所へ行き届くよう、あらかじめ民間物流企業等との協定締結を積極的に進めることが重要である。

（フェーズごとの整備の考え方）

- ・ 発災直後から対応が不要となるまで、各フェーズの状況に応じて必要な設備・資機材を切れ目なく確保する。
- ・ 初動期は、避難者が必要な物資を持たずに避難する場合も想定し、避難所において直ちに利用可能な設備・資機材を活用して対応する。
- ・ 応急期は、外部支援が十分でない場合も想定し、初動期の対応を継続しながら避難生活を支える。また、避難者への公平性に配慮しつつ、要配慮者への対応を優先し、必要に応じて対象を順次拡大する。
- ・ 復旧期以降は、長期化する避難生活に適した環境を構築するため、設備・資機材の機能の充実を図る。

3.2 整備を進める上での留意点

- ・ 本方針に示す品目及び必要数量は、避難所に求められる機能を確保するための目安として例示するものであり、全ての指定避難所に一律の整備を求めるものではないこと。
- ・ 各整備領域の項に示す必要数量については、避難所施設の想定収容人数を基にモデル的に設定したものであり、実際の整備に当たっては、施設の構造、利用環境及び地域特性等を踏まえ、安全かつ効率的な運用が図られるよう、各自治体において適切に判断する必要があること。
- ・ 各指定避難所への設備・資機材の配置に当たっては、過去の避難実績や地域特性等を踏まえ、実際に避難者が集中しやすい避難所や広域的な支援拠点としての機能を担う避難所を抽出し、優先的かつ重点的に配備する方針を検討することが有効である。
- ・ 単一の設備・資機材に依存することなく、軽油・ガソリンやLPガスなど異なる燃料による非常用発電機及び空調設備の整備や、簡易トイレ、仮設トイレ及びトイレカーを組み合わせるなど複数の手段を組み合わせることにより、備えの多重化・多様化を図るとともに、状況に応じた効果的な運用を行うことが重要であること。
- ・ 設備・資機材の本体に加え、関連機器、付属品及び消耗品についても一体的に整備し、実際の避難生活において支障なく使用できる状態を確保しておくことが求められること。
- ・ 避難所の環境整備に必要な設備・資機材については、様々な事業者が製品開発及び供給を進めていることから、地域の実情に適したものとなるよう、専門家や研究機関の意見も参考にしながら整備すること。

3.3 整備領域ごとの整備方針

整備領域①トイレ

1. 現状・課題の整理

項 目	内 容
トイレが不全になる原因	●上水道・下水道、電気の途絶 管路、浄化槽の被災による既設トイレの機能停止・低下 停電や器具の破損による照明の停止 ●物理的被害 既設トイレの個室、便座の破損による使用不能
避難者の行動	●排泄回数の抑制 トイレ数の不足、衛生環境の悪化及びアクセスの悪さに起因する避難者の排泄回数の抑制
避難者に生じる事態	●健康上のリスク 水分や食事の摂取を過度に控えることによる脱水症状、栄養状態の悪化、エコノミークラス症候群等健康リスクの増大

2. 目指す姿

避難生活のフェーズに応じたトイレの充足と、誰もが安全かつ衛生的に利用できる排泄環境の実現及び感染症リスクや生活の質の低下リスクの防止

3. 整備の方向性

- 「不衛生状態の防止」「健康被害の防止」「アクセスしやすい環境」を実現するための設備・資機材の整備

(調達方法)

- 施設付帯設備（既設トイレ、マンホールトイレ等）を有効活用し、不足する機能を可搬型の設備・資機材等により補完

〔主に備蓄で補完するもの〕

- ・ 携帯トイレ
- ・ 簡易トイレ、要配慮者用簡易トイレ
- ・ 投光器

〔主に協定・応援で補完するもの〕

- ・ 仮設トイレ
- ・ トイレカー、トイレトレーラー等

【数量の目安】

携帯トイレ:1人1日5回分

簡易トイレ:20人に1基

要配慮者用簡易トイレ:要配慮者20人に1基

仮設トイレ、トイレカー:20人に1基

(フェーズごとの整備の考え方)

〔初動期・応急期(～3日)〕

- 避難所の想定収容人数に応じた数のトイレを迅速に設置（安全性を考慮して手すり等を付設）
- 要配慮者用トイレを一般用と別に設置

〔復旧期(～7日)〕

- 広く清潔で、より利用しやすい仮設トイレ等を、避難所避難者の状況に応じ設置（簡易トイレから段階的に移行）

参考

「トイレ」環境整備品の使用イメージ

		便器(種別)	使用環境・安全	衛生用品		留意点
				排泄処理	その他	
発災 ↓ 3日 ↓ 7日	施設付帯	 (洋式)	既設トイレ 個室 	携帯トイレ  ゴミ保管ボックス 	手指衛生 ・トイレトペーパー ・石鹸 ・消毒液 等	【携帯トイレ】 ・日本トイレ研究所規格適合製品が推奨 ・し尿収集運搬車が到着するまでの間、汚臭や感染症対策のため密閉型のゴミ保管ボックス等で保管
		マンホールトイレ 上部構造(設置)  下部構造(常設) 	パネル式建屋  トイレ用テント  又は 照明  手すり 	(本管直結型) (流下型) (貯留型) トイレ用水の調達・運搬道具 	掃除道具 ・モップ ・ブラシ ・ほうき ・ちりとり ・マスク ・手袋 ・洗剤 ・消臭剤 等	
	備蓄／協定・応援	要配慮者用簡易トイレ  ボックス型簡易トイレ  仮設トイレ 	既設個室  トイレ用テント  又は 照明  手すり 	(便袋取付式) 携帯トイレ  ゴミ保管ボックス  (自動ラップ式) トイレ用水の調達・運搬道具 	その他 ・生理用品 ・ストーマ器具 ・サニタリーボックス ・荷置き台 等	【マンホールトイレ】 (本管直結型) 下水道管路に排泄物を直接排出するためトイレ用水が不要 (流下型) 下水道管路に接続する排水管に排泄物を排出するため、流すためのトイレ用水が必要 (貯留型) 貯留槽(便槽)に排泄物を一定量留めるため、し尿処理運搬車の手配が必要 【仮設トイレ】 ・設置箇所は、し尿収集運搬車の乗り入れを考慮 ・便器の洗浄等に使用する水の調達・運搬のため、ポリタンクや台車等の備えが必要 【トイレテント】 ・テント内の温度が上がりやすく、夜間の照明使用時もプライバシーが守られる、遮光タイプが推奨 ・屋外設置の場合、耐久性や安全性(施錠機能)を考慮し、パネル式建屋の設置が推奨 ・屋外設置の場合、固定用のおもが必要 【掃除用具等】 ・仮設トイレやトイレカー等をリース調達する場合、掃除用具などは、セット手配が可能な場合があるため、手配時に事業者への確認が必要
		トイレカー・トイレトレーラー 		※必要な水の調達及びし尿処理については、所定の場所まで自走で移動して対応		

- 仮設トイレは、国土交通省が定める「快適トイレ」の標準仕様を満たすトイレを優先的に確保。降雪期においては、寒冷地仕様の仮設トイレを設置
- 整備の際は、女性用と男性用を3対1の割合で配置することを想定し、確保に努める。また、設置方法（し尿収集運搬車のアクセス、男女別動線・防犯、雨風対策）も考慮しながら、確保する数量を検討

<設備・資機材の品目、整備・調達方法等>

品目 整備・調達方法	概要（特徴、仕様（例））と留意点
携帯トイレ 初動期：備蓄 応急期：備蓄 復旧期：備蓄/協定・応援	【概要】 発災直後から、断水等により便器洗浄ができない場合に使用する。便器等にかぶせて設置し、凝固剤で排泄物を固め、臭いを抑える。使用済みの便袋を密閉する処理袋（外袋）をセットとする。 【留意点】 想定する避難者数に応じて確保が必要 既設便器での使用を想定するが、便器がない場合は簡易トイレ等が必要となる。 処理について、使用済み便袋の保管・収集・処分も考慮する
簡易トイレ 初動期：備蓄 応急期：備蓄 復旧期：備蓄/協定・応援	【概要】 置き型の便座と手すりのセットとする。排泄物を自動で封入するタイプ（携帯トイレ不要）など多種あり。 【留意点】 設置する個室（既設トイレ個室の流用、専用テント等）、照明が必要
要配慮者用簡易トイレ 初動期：備蓄 応急期：備蓄 復旧期：備蓄	【概要】 簡易トイレのうち、転倒防止や介助のしやすさに配慮した素材・形状のもの。ひじ掛けや背もたれ等、利用者の体格に合わせた座面の高さ調整が可能なものなど、多種あり。 【留意点】 個室（既設トイレの個室の流用、専用テント等）が必要
仮設トイレ 復旧期：協定・応援	【概要】 避難所施設外に設置し、周辺の在宅避難者、車中泊避難者の使用も想定される。 【留意点】 事業者団体等との協定で確保するために、平時から事業者の「快適トイレ」の保有状況及び供給可能数を把握しておくことが望ましい。 設置に要するスペースやし尿収集運搬車のアクセスを考慮して配置を検討する
トイレカー・トイレトレーラー 復旧期：協定・応援	【概要】 災害対応車両登録制度(D-TRACE)や自治体間等の広域応援で確保自治体を中心に整備が進んでいる。簡易トイレに比べ設備が充実しているものも増えている。 [参考] トイレカーの一般的な仕様 2t～4t 級トラックあるいはバン型車両にトイレユニットを搭載、自力で移動可能、電源・給排水・換気・照明等の設備を付設、トイレユニットは、「快適トイレ」仕様を満たす構造
置型 LED 投光器 初動期：備蓄 応急期：備蓄 復旧期：備蓄	【概要】 トイレエリア全体（通路含む）との照明として配置 充電式・コードレスで電源の取れない場所でも使用可能 （例：20W 投光器 充電完了後、連続点灯 10 時間可能）

< 整備内容整理表（規模別モデル） >

フェーズ	品目	算出式	必要数量の目安		
			小規模 (50 人)	中規模 (250 人)	大規模 (1,000 人)
初動期 (～1日)	携帯トイレ	避難所避難者×5 枚 ／人・日	250 枚	1,250 枚	5,000 枚
	便房数 ^{※1} (既設・マンホールトイレ・ 簡易トイレ含む)	避難所避難者 20 人に 1 室	3 室	13 室	50 室
			簡易トイレ備蓄数 ＝必要数 －（既設トイレ数＋マンホールトイレ数）		
	要配慮者用便房数 (既設バリアフリー、要配 慮者用簡易トイレ含む)	要配慮者 ^{※2} 20 人に 1 室	1 室	1 室	3 室
			要配慮者用簡易トイレ備蓄数 ＝ 必要数 －(既設バリアフリートイレ数)		
	置型 LED 投光器	トイレ設置エリア× 2 台	2 台	4 台	6 台
		マンホールトイレ 2 基に対し 1 台	マンホールトイレ設置時に使用		
応急期 (～3日)	携帯トイレ	避難所避難者×5 枚 ／人・日×2 日	500 枚	2,500 枚	10,000 枚
復旧期 (～7日)	携帯トイレ	避難所避難者×5 枚 ／人・日 ×仮設トイレ等の到着 までの日数 ^{※3}	最大 1,000 枚	最大 5,000 枚	最大 20,000 枚
	便房数	避難者 20 人に 1 室	初動期必要便房数 －(仮設トイレ＋トイレカー等の基数)		
	仮設トイレ	必要総数 (避難者 20 人に 1 室 を満たすのに必要な 数)	3 基	13 基	50 基
	トイレカー ・トイレトレーラー				
	置型 LED 投光器	屋外設置のトイレ 2 基に対し 1 台	2 台	7 台	25 台

※1 「便房数」は、避難者が利用可能な洋式便器を備えたトイレ個室の数

※2 要配慮者用トイレの必要数量は、65 歳以上人口に占める要介護認定率を基に算出
県内 65 歳以上人口割合 34.6% (令和 7 年度 新潟県「高齢者の現況」)
要介護認定者の比率(要支援を含む) 19.1% (令和 7 年 10 月 新潟県「要介護認定状況資料」)

※3 協定・応援等による仮設トイレ等の到着までは、初動期・応急期に設置した簡易
トイレを引き続き使用するため（簡易トイレ、仮設トイレ、トイレカー等のいずれ
かの設備の組み合わせで必要な基数を確保）

整備領域②生活用水

1. 現状・課題の整理

項 目	内 容
生活用水が不足する原因	●上水道、電気の途絶 上水道、施設の貯水槽、浄水設備等の破損や機能停止による、安全で清潔な水の供給の途絶 ●物理的被害 既設手洗い設備等の破損による使用不能
避難者の行動	●限られた用水の使用 入浴、洗濯等多くの水を必要とする行動の制限
避難者に生じる事態	●手洗いや清掃に使用する水の不足 避難所の衛生環境の悪化、要配慮者等の健康リスクの増大 ●心身の負担の増大 必要な水量の多い入浴や洗濯の実施困難による、平時に近い衛生的な生活環境の維持困難

2. 目指す姿

手洗い、清掃、入浴及び洗濯等に必要な水量の安定的な確保と、避難所の衛生環境及び避難者の健康管理の向上並びに感染症の発生及び生活の質の低下の防止

3. 整備の方向性

- 命に直結する飲料水に支援が集中しがちな中で、生活用水を確保するための設備・資機材の整備

(調達方法)

- 施設付帯設備（貯水槽、災害用井戸等）を有効活用し、不足する機能を可搬型の設備・資機材等により補完

〔主に備蓄で補完するもの〕

- ・ 可搬式給水タンク
- ・ 簡易シャワー設備（手動・重力式、足踏みポンプ式等）

〔主に協定・応援で補完するもの〕

- ・ 水循環装置
- ・ 簡易シャワー設備（水循環型、ユニット型）
- ・ 大型入浴設備、シャワーカー・シャワートレーラー
- ・ ランドリーカー

【数量の目安】

確保する水量：1人 1日6リットル
 入浴、シャワー：50人に1基(ブース)

(フェーズごとの整備の考え方)

〔初動期(～1日)〕

- 衛生管理として手洗い、清掃等に必要な水量を確保するため断水時の水源を整備

〔応急期(～3日)〕

- 給水車等から供給される水の保管・運搬に必要なタンクを設置
- シャワー・洗面等の再開、温水の供給に必要な機器を設置

〔復旧期(～7日)〕

- 長期滞在を前提とした入浴・洗濯の機会の提供のため、シャワーカー等を避難所避難者の状況に応じ設置

「生活用水」環境整備品の使用イメージ

Time	品目・使用環境等	留意点	
発災			
施設付帯設備	災害用井戸  (近隣の災害用協力井戸の活用も含む)	貯水槽  (受水槽、高架水槽等) シャワールーム (個室を利用) 	
3日	給水・運搬  (ポリタンク、ウォーターバッグ等)	可搬式給水タンク  (バルーン型)	浄水装置  (発災初期の限られた水資源の有効活用)
	給水車 	簡易シャワー設備 	
	シャワー、風呂、手洗い場等 	シャワーカー 	
	(水循環型資機材) 	ランドリーカー 	
7日			
備蓄／協定・応援			
		【貯水槽】 施設付帯設備として整備 平時は上水道と接続し、断水時は設備内に残っている水道水を活用 【災害用井戸】 小型・手動式の場合は電源不要で継続的に地下水を取水可能 【雨水タンク、浄水装置】 戸水や雨水等の自然水を安全に使用するため、水循環装置や浄水機能の付いた貯留設備を活用する。 避難所の開設直後から使用できるよう備蓄や施設付帯設備として整備する。 【可搬式給水タンク】 (折り畳み型、バルーン型等) 非常時に応急的な貯留設備となる。給水車からの供給を受け補完できることで、給水車が効率的に運用できる。 平時はコンパクトに収納でき、倉庫スペースを圧迫しない。 【ポリタンク、ウォーターバッグ】 災害時の応急給水体制を補完する。 人力で運搬可能な10～20リットルの容器を使い分けることで、給水ポイントまで受けに来られない要配慮者への配達等にも活用できる。 【簡易シャワー設備】 避難所での入浴機会を確保するための補助的な手段として有効 給水・吐出しの方式により、多種あり 排水処理や衛生管理に留意が必要 温水供給とあわせて整備することが望ましい 【シャワーカー、ランドリーカー等】 (災害対応車両) 国や他自治体、協定締結先事業者等からの応援が中心となる。 簡易型設備に比べ機能が充実しており、避難生活の質の向上に資することが期待できる。 避難所への進入ルートや駐車スペースの確保に留意が必要	

<設備・資機材の品目、整備・調達方法等>

品目 整備・調達方法	概要（特徴、仕様（例））と留意点
生活用水の確保	
貯水槽 （受水槽、高架水槽） 初動期：施設付帯 応急期：施設付帯 復旧期：施設付帯	【概要】 施設付帯設備として整備 平時においては上水道管と接続し貯留し、断水時は、設備に残っている水道水を活用可能 【留意点】 受水槽は非常用給水栓があれば使用可能、 高架水槽は配管の損傷がなければ自然流下で使用可能 （例）20m ³ の受水槽（学校等で設置事例あり）に使用可能な残量が10,000リットルある場合、250人の約6日分を取水できる。
災害用井戸 （手押し式） 初動期：施設付帯 応急期：施設付帯 復旧期：施設付帯	【概要】 電源や燃料を使わず、その場で地下水を継続的に取水可能 小規模避難所向け 【留意点】 小型・手押し式の場合、1ストロークで0.5リットル程度の取水が可能 （例）必要量1日6リットル／人は12ストロークで取水可 1分間で12ストロークの場合、250人の1日必要量の取水に要する時間は約4時間
雨水タンク 初動期：施設付帯 応急期：施設付帯 復旧期：施設付帯	【概要】 屋根に降った雨水を貯留し、平常時から生活用水として活用でき、比較的設置が容易 【留意点】 発災時に満水とは限らず、無降雨が続けば補給できない。 そのままでは雑水のため、衛生管理に使用するために浄水装置も必要
生活用水の保管	
可搬式給水タンク （組立型、バルーン型等） 初動期：備蓄 応急期：備蓄 復旧期：備蓄	【概要】 大容量（1,000リットルから3,000リットル程度）のもので、非常時の生活用水の応急的な貯留に活用 平時はコンパクトに収納でき、保管スペースを圧迫しない。素材・形状により軽量で展開が早い等の違いがある。 【留意点】 備蓄物資として長期保管するため、定期点検や必要に応じ洗浄等の衛生管理が必要 冬季の利用においては、凍結防止対策（凍結防止ヒーター、保温材、排水の凍結防止策）が必要
ポリタンク、 ウォーターバッグ 折りたたみ式給水容器 初動期：備蓄 応急期：備蓄 復旧期：備蓄	【概要】 災害時の応急給水体制を補完する容器 一つあたり容量10～20リットル程度であれば、水を満たしても人力での運搬が可能 折りたたみ式、バッグ型等は軽量で大量備蓄が可能 【留意点】 長期保管における衛生管理が重要 軽量のものは備蓄保存しやすいが、耐久性や破損リスクに留意する必要

品目 整備・調達方法	概要（特徴、仕様（例））と留意点
生活用水の利用	
水循環装置・浄水装置 応急期：協定・応援 復旧期：協定・応援	【概要】 少量の水を循環・ろ過し、手洗い・清掃用等の衛生的な水を確保（飲料用には適さない場合が多い。） 限られた水資源を有効利用し、初動期における衛生環境の維持を図るもの 【留意点】 製品により、使用の際の電力やメンテナンス・消耗品の要否が異なり、使用環境等により検討が必要
簡易型シャワー設備 （手動・重力式） （足踏みポンプ式） （充電式） 初動期：備蓄 応急期：備蓄 復旧期：備蓄	【概要】 避難所での入浴機会確保の補助的な手段として有効 方式によりそれぞれ給水方法・水圧・安全性の面で特徴が分かれる。 【留意点】 プライバシー・安全確保のため、簡易テントやパーティション、照明の設置、転倒防止措置、男女別の利用時間帯を設定すること等
簡易型シャワー設備 （水循環型） 復旧期：協定・応援	【概要】 電源と少量の初期水があれば設置可能であり、給水制限下の避難所でも有効。充電式バッテリーやポータブル電源で稼働でき、電源環境が不安定な場合でも運用しやすい。 トレーラー型より省スペースで屋内外を問わず設置可能 【留意点】 水を再利用するため、衛生管理が通常のシャワーより厳格になる。 ポータブル電源を利用する場合は容量管理が必須
簡易型シャワー設備 （組立式ユニット） 復旧期：協定・応援	【概要】 樹脂パネル、テント素材などで構成され、プライバシー確保が容易（鍵付き・カーテン式など） 大掛かりな工事が不要で、複数ブースを並べた設置や増設が容易であり、避難所規模に応じて柔軟に構成できる 給水方式は給水タンク・給水車・水道など対応が多い。水循環式ではないため、衛生管理が比較的容易 給湯・湯沸かし器（LPガス・電気）との接続で温水供給が安定し、寒冷地でも運用しやすい 【留意点】 組立・解体の人員確保が運用上の課題となる。 循環式と異なり水を再利用しないため、給水量の確保（貯留設備の残量管理）と排水処理が重要

品目 整備・調達方法	概要（特徴、仕様（例））と留意点
シャワーカー・ シャワートレーラー 復旧期：協定・応援	【概要】 複数人が利用できるシャワー設備を備え※、脱衣所、給湯設備（温水供給）等がある。 ※D-TRACE(災害対応車両登録制度)の登録基準 浴槽及びシャワー、又は、シャワーが2つ以上あること 脱衣所、給湯、暖房、照明、換気の各設備が設けられていること 【留意点】 避難所への進入ルート・駐車スペースの確保 運転・設置・衛生管理に専門的な手順が必要
ランドリーカー・ ランドリートレーラー 復旧期：協定・応援	【概要】 荷台等に洗濯機・乾燥機を搭載し、任意の場所に移動可能 ※D-TRACE(災害対応車両登録制度)の登録基準 洗濯及び乾燥機(家庭用含む)が3セット以上設置されていること。 バリアフリーに配慮し、可能な限り段差がなく、手すり等が設置 【留意点】 避難所への進入ルート・駐車スペースの確保 排水量が多いため、排水ルート、排水能力の確認が不可欠

<整備内容整理表（規模別モデル）>

フェーズ	品目	算出式	必要数量の目安		
			小規模 (50人)	中規模 (250人)	大規模 (1,000人)
初動期 (～1日)	可搬式給水タンク (1,000リットル)	6リットル/人・日	1基	—	—
	可搬式給水タンク (3,000リットル)	6リットル/人・日	—	1基	3基
	ポリタンク、 ウォーターバッグ 折畳み式給水容器	1世帯に2つ (2.2人/世帯)	45個(枚)	225個(枚)	900個(枚)
	簡易型シャワー設備 (手動・重力式) (足踏みポンプ式)	50人に1基※	1基	5基	20基
応急期 (～3日)	水循環装置	50人に1基	1基	5基	20基
復旧期 (～7日)	簡易型シャワー設備 (水循環型) (組立式ユニット)	50人に1基※	1基	5基	20基
	シャワーカー・ シャワートレーラー	50人に1基※ (車両等1台に 2～4ブース)	1台	2台	10台
	ランドリーカー・ ランドリートレーラー	1台で、1日当たり 約400人分の洗濯 需要に対応	—	1台	3台

※ シャワー設備（シャワーカー等含む）は、いずれかの設備で必要数量を確保

整備領域③暑さ・寒さ対策

1. 現状・課題の整理

項 目	内 容
空調機能が不十分となる原因	●物理的被害 施設付帯の冷暖房設備の損傷 ●過密な環境 大勢の避難者による平時よりも過密な空間の発生
避難者の行動	●暑さ・寒さを我慢した避難生活 不活発な生活（動かない）状態を強いられる避難生活
避難者に生じる事態	●健康上のリスク 暑さ・寒さによる体調変化から、熱中症・低体温症等の発症、血圧上昇や足元の冷え等の健康リスクが増大

2. 目指す姿

重症化リスクの高い要配慮者を中心とした、避難所の適切な空調機能の確保による、全ての避難者の健康被害の防止

3. 整備の方向性

- 停電で冷暖房が止まることを想定した、避難所内の気温の極端な変化の防止
- 熱中症や寒さによる体調変化の予防による、重症化リスクの低減

（調達方法）

- 施設付帯設備（冷暖房設備及び非常用発電設備）を有効活用し、不足する機能を各種資機材により補完

〔主に備蓄で補完するもの〕

- ・ 可搬型冷房機、可搬型暖房機
- ・ 送風機（サーキュレーター）

〔主に協定・応援で補完するもの〕

- ・ 可搬型エアコン

（フェーズごとの整備の考え方）

〔初動期（～1日）〕

- 体温調整が困難な要配慮者を優先し、必要な資機材を整備
- 居住区域全体の空気循環に必要な資機材を整備

〔応急期・復旧期（～7日）〕

- 避難者数に応じた避難所の適切な空調の維持に必要な資機材の確保

参考

「暑さ・寒さ対策」環境整備品の使用イメージ

Time	品目・使用環境等	留意点
発災 ↓ 1日 ↓ 7日	施設付帯設備 施設付常冷暖房設備  (電気式、ガス・LPガス式) (遮熱塗装、屋根・断熱材、窓・複層ガラス) 断熱・遮熱対策 	【共通事項】 ・冷暖房能力や電源容量、運転音、重量などの機器の特性を把握したうえで、平時から適切な運用方法(設置場所や使用ルール等)の整理が必要 【スポットクーラー】 ・運転中に発生する排熱やドレン水(結露水)の処理対応について事前に検討が必要 ・排熱レス式の製品もあるため、個室テントと組み合わせて使用する場合など、使用の用途に応じた機種を選定が必要 【気化式冷風機】 ・運転中に発生する排熱やドレン水(結露水)の処理対応について事前に検討が必要 【送風機(サーキュレーター)】 ・風量、風向、到達範囲、首振り機能の有無等を踏まえた配置のほか、転倒防止や指挟み、巻き込み防止等に留意した運用について事前の検討が必要 【石油ファンヒーター、石油ストーブ】 ・灯油の確保・保管体制や換気、火災予防、転倒防止、可燃物との隔離等に留意した運用について、事前の検討が必要 【ガスファンヒーター、ガスストーブ】 ・LPガスボンベの確保・保管や接続・取扱い、換気、ガス漏れ・火災予防、転倒防止、可燃物との隔離等に留意した運用について、事前の検討が必要 【可搬型エアコン】 ・冷暖房能力の高い機種の場合、家庭用電源での使用が不可であることから、使用環境に応じた機種選定と電源仕様の事前確認が必要
	備蓄／協定・応援 【可搬型冷房機】(熱中症対策) スポットクーラー  【可搬型暖房機】(低体温症対策) 石油ファンヒーター・石油ストーブ  送風機  (空気循環) 気化式冷風機  ガスファンヒーター・ガスストーブ 	
	個室テント 排熱レススポットクーラー  + 個室テント  (救護スペース) 可搬型エアコン  (冷暖房併用)	

<設備・資機材の品目、整備・調達方法等>

品目 整備・調達方法	概要（特徴、仕様（例））と留意点
可搬型冷房機 初動期：備蓄 応急期：備蓄/協定・応援 復旧期：備蓄/協定・応援	【概要】 施設付帯の冷房設備の補完的役割 冷媒式は比較的高い冷房能力を確保しやすいが局所的であり、気化式は低消費電力で使用可能だが湿度の高い環境下での使用は不適 【留意点】 冷媒式は排熱やドレン水の対応、気化式は湿度・換気条件による冷却効果の変化に留意のうえ、ともに電源容量、運転音、重量、給水・排水等を踏まえた選定が必要
送風機（サーキュレーター） 初動期：備蓄 応急期：備蓄/協定・応援 復旧期：備蓄/協定・応援	【概要】 冷房機と併用することで、冷気の拡散や空気の循環を促し、冷房効果の向上を図るほか、単独での送風による体感温度の低下、暖房時の温度ムラの軽減等に活用 【留意点】 風量・風向・到達範囲、設置位置、騒音、転倒防止、指挟み・巻き込み防止等を踏まえた選定が必要
可搬型暖房機 初動期：備蓄 応急期：備蓄/協定・応援 復旧期：備蓄/協定・応援	【概要】 施設付帯の暖房設備の補完的役割 石油系は比較的高い暖房能力の確保が容易 L P ガスは分散型燃料として機動性が高い 【留意点】 燃料の確保・保管、換気、火災予防、転倒防止、可燃物との離隔等に留意した運用の検討が必要
可搬型エアコン （冷暖房機能） 復旧期：協定・応援	【概要】 比較的広範囲の空調機能の確保が可能であり、冷暖房双方の用途による使用が可能 【留意点】 冷暖房能力の高い機種の場合、家庭用電源での使用が不可であるため、事前に電源仕様の確認が必要

<整備内容整理表（規模別モデル）>

○ 施設付帯の冷暖房設備を自家発電設備と併せて整備済みの場合、以下の必要数量の全てを備蓄する必要はない。

フェーズ	品目	算出式	必要数量の目安		
			小規模 (50人)	中規模 (250人)	大規模 (1,000人)
初動期 (～1日)	可搬型冷房機 (冷房能力:10畳分程度)	要配慮者数 ^{※1} $\times 1 \text{ 畳} \times 1/10^{\text{※2}}$	1台	6台	24台
	送風機 (適用目安:300㎡程度)	避難者収容人数 $\times 3.5 \text{ ㎡} \times 1/300^{\text{※3}}$	1台	3台	12台
	可搬型暖房機 (暖房能力:10畳分程度)	要配慮者数 ^{※1} $\times 1 \text{ 畳} \times 1/10^{\text{※2}}$	1台	6台	24台
応急期・ 復旧期 (～7日)	可搬型冷房機 〔排熱レス式〕 (冷房能力:4～6畳対応)	個室テント（救護室、 感染症患者用）の設置 数に応じた台数	2台	4台	4台
	可搬型暖房機 (暖房能力:4～6畳対応)	個室テント（救護室、 感染症患者用）の設置 数に応じた台数	2台	4台	4台
	可搬型エアコン (冷房能力:90㎡程度) (暖房能力:90㎡程度)	(避難者収容人数 $\times 3.5 \text{ ㎡}$ －初動期以降配 置済機材の冷暖房能力 (㎡)) $\times 1/90 \times 1/2^{\text{※4}}$	1台	4台	16台

※1 「要配慮者数」は、県内人口における後期高齢者、乳幼児、妊婦の割合を基に算出
 後期高齢化率（75歳以上）20.1%（新潟県推計人口 R8.4.1 現在）
 乳幼児率（0～5歳）3.3%（新潟県推計人口 R8.4.1 現在）
 妊婦の割合 0.5%（令和7年 新潟県「福祉保健年報」）（計 23.9%）

※2 要配慮者を対象とした1畳/人の空調が整った空間の確保に必要な冷暖房機の台数を、想定する資機材の冷暖房能力（10畳/台）で割り返すことで算出

※3 避難所内の居住区域における空気循環の確保に必要な送風機の台数を、想定する資機材の適用目安（300㎡/台）で割り返すことで算出

※4 初動期以降に配置済みの可搬型冷暖房機により既に空調が確保された区域を除く、残りの居住区域面積の空調の確保に必要な台数を、想定する資機材の適用目安（90㎡/台）で割り返すことで算出

なお、配置済みの送風機と併せて使用することを想定し、上記算出台数の半数を必要台数とする（県内導入事例における運用も参考に整理）

整備領域④ベッド・プライバシー対策

1. 現状・課題の整理

項 目	内 容
ベッド・プライバシーの確保が不十分となる原因	●共同空間での生活 多くの避難者が同じ空間で生活するため、十分な就寝スペースやプライバシー確保が困難
避難者の行動	●生活上の制約 床上での生活による活動量の低下や、プライバシーを気にした休息、着替え、授乳等の抑制
避難者に生じる事態	●健康上のリスク 床での寝起きに伴う寒さ・硬さ・ホコリ、立ち座りの負担から、活動量の低下、睡眠不足、ストレス等を招き、生活不活発病やエコノミークラス症候群、感染症等の健康リスクが増大

2. 目指す姿

エコノミークラス症候群などの健康被害を防止するため、発災後速やかに避難者全員の床での寝起きを解消するとともに、プライバシーに配慮した居住環境を実現

3. 整備の方向性

- 段ボールベッドによる「底冷えと寒さの防止」「ホコリや塵の回避」「エコノミークラス症候群等の予防」「立ち座りの負担軽減」
- パーティションや個室テント等による「視線の遮断」「着替えや授乳」「体調不良者の休養」「ストレスの軽減」
- 避難所のスペースが限られることを想定し、要配慮者にベッド、女性にプライバシーの配慮が行き届く環境を優先的に整備

(調達方法)

- 施設付帯設備（会議室、教室などの既存スペース）を有効活用し、不足する機能を各種資機材により補完

〔主に備蓄で補完するもの〕

- ・パーティション付き段ボールベッド（要配慮者用）
- ・個室テント（更衣室・授乳室用）
- ・投光器

〔主に協定・応援で補完するもの〕

- ・パーティション付き段ボールベッド（一般避難者用）
- ・空気清浄機（要配慮者用）
- ・エアテント

(フェーズごとの整備の考え方)

〔初動期(～1日)〕

- 後期高齢者、乳幼児、障害者などの要配慮者を優先して、パーティション付き段ボールベッドを整備
- 着替えや授乳等の際のプライバシー確保のため、男女別の更衣室、授乳室用の個室テントを整備

● 避難者の防犯・安全確保のため、避難所内外の照明用としてLED投光器を整備
〔応急期(～3日)〕

- 避難者全員に対し、パーティション付き段ボールベッドを確保
- 後期高齢者や乳幼児を優先し、空気清浄機を確保
- 診察・救護、健康相談、感染症等患者隔離などに対応する専用スペース用の個室テントを確保

〔復旧期(～7日)〕

- 乳幼児世帯等や車中泊避難者の休憩、ペットのケージ置き場等、個室ニーズに対応する専用スペース用のエアテントを確保
- 避難者の休養、相談、要配慮者対応等の専用空間として、キャンピングカー等を確保し、大規模避難所等に配置

参考

「ベッド・プライバシー対策」環境整備品の使用イメージ

Time	品目・使用環境等	留意点
発災 ↓ 1日 ↓ 7日	パーティション付き 段ボールベッド  個室テント  LED投光器  空気清浄機   (設置イメージ) エアテント  キャンピングカー  トレーラーハウス  (屋外設置) ・ペット同行避難 等にも配慮した整備	【パーティション付き段ボールベッド】 ・全段連段ボールベッド推奨規格が望ましい。 ・寝具の滑り止め対策(シート等)も併せて必要 ・避難生活の長期化が見込まれる場合やプライバシー配慮が特に必要な場合は、換気、見守り、安全性等に留意の上、より遮蔽性の高いパーティションの併用を検討(参考:概ね1500mmが、ベッドに座っても視線を遮り、立った運営者が内部を確認できる高さの目安とされている。) ・備蓄に当たっては、湿気・水分対策など保管環境に留意が必要。 【個室テント】 ・設置に当たっては、避難経路を妨げず、かつ、防犯上の死角とならない場所を選定することが必要。夜間も使用する場合は照明を設置する。 【LED投光器】 ・配置に当たっては、転倒防止や、避難口、消火器、防火扉などを塞がないよう注意が必要。 【空気清浄機】 ・窓開けによる換気、ゾーニングなどの対策が別途必要 【エアテント】 ・冷暖房付きが望ましい。設置場所に応じた固定・風雨対策のほか、冬季使用時は、低温時の結露、暖房効率、雪荷重の確認が必要。

<設備・資機材の品目、整備・調達方法等>

品目 整備・調達方法	概要（特徴、仕様（例））と留意点
パーティション付き段ボールベッド 初動期：備蓄 応急期：備蓄/協定・応援 復旧期：備蓄/協定・応援	【概要】 床からの冷氣・埃等の回避、立ち座りの負担軽減。段ボールベッドとパーティションの保管、設置及び割り当てを一体的に行うことができ、避難所運営の効率化が可能 【留意点】 成人が安全に使用できる大きさ・耐荷重及び床面から35cm程度の高さを有し、容易に設置できるもの。3.5㎡程度の生活空間の確保を前提として設置するが、各避難所の施設規模によっては全避難者への設置が困難な場合も想定されるため、具体的な配置計画及び必要数量について、事前に避難所ごとのレイアウト検証を行うことが必要
個室テント 初動期：備蓄 応急期：備蓄/協定・応援 復旧期：備蓄/協定・応援	【概要】 更衣室、授乳室、救護室等、プライバシーへの配慮を要する用途に使用するための個室空間を設置 【留意点】 2m×2mの約4㎡を想定。設置に当たっては、防犯上の死角とならないなど昼夜を問わず安心して使用できる場所を選定し、夜間使用には照明が必要
空気清浄機 応急期：協定・応援 復旧期：協定・応援	【概要】 要配慮者の健康維持及び感染症対策のため、要配慮者が利用するスペースに設置 【留意点】 電源の確保が必要
エアテント 復旧期：協定・応援	【概要】 乳幼児世帯の休養や、ペット同行避難者が共用して使えるスペースを設置 【留意点】 1張は約15～16㎡（約10畳）、高さ2m程度で、同時4～5人の休養、ペットケージ約10個のスペースを想定。冷暖房設備、夜間の照明のための電源確保が必要
キャンピングカー、トレーラーハウス 復旧期：協定・応援	【概要】 要配慮者の避難生活支援等として活用する移動設置型施設。安心して過ごせる居住空間やプライバシー確保空間を補完 【留意点】 配置に当たっては、進入路、旋回場所、駐車場所の事前確認が必要
LED 投光器（三脚型） 初動期：備蓄 応急期：備蓄 復旧期：備蓄	【概要】 避難所内外の照明を確保し、夜間でも避難者が安心して移動・利用できる環境確保のため設置 【留意点】 出入口、室内、通路等の安全確保が必要な箇所に優先して設置

<整備内容整理表（規模別モデル）>

○既存個室を確保できる場合は、個室テント必要量から差し引くものとする。

フェーズ	品目	算出式	必要数量の目安		
			小規模 (50人)	中規模 (250人)	大規模 (1,000人)
初動期 (～1日)	パーティション付き段ボールベッド	要配慮者※1×1台	13台	68台	275台
	個室テント (更衣室用)	避難所避難者÷144/人・日※2	2張 (男女別)	2張 (男女別)	6張 (男女別)
	個室テント (授乳室用)	(避難所避難者×0.94%※3) ÷ 4.8/人・日※4	1張	1張	2張
	LED 投光器	避難所出入口・駐車場 避難所室内 避難所通路	1台 1台 1台	2台 2台 2台	2台 3台 3台
応急期 (～3日)	パーティション付き段ボールベッド	避難所避難者－要配慮者	37台	182台	725台
	空気清浄機	要配慮者×3.5m ² ※5÷40m ² ※6	1台	5台	20台
	個室テント (救護室、感染症患者用)	小規模避難所には用途別に各 1張、中規模・大規模避難所 は各2張	2張	4張	4張
復旧期 (～7日)	エアテント (休養スペース)	小規模避難所1張、中規模・ 大規模避難所は各2張	1張	2張	2張
	エアテント (ペット同行 避難者用)	10 ケージ/張	1張 (5 ケージ)	1張 (10 ケージ)	2張 (20 ケージ)
	キャンピング カー、トレー ラーハウス	エアテント等の充足状況を踏 まえ配置	—	—	—

※1 要配慮者は、後期高齢化率、乳幼児率、障害者手帳所持率を基に算出

後期高齢化率 20.1% (新潟県推計人口 R8.4.1 現在)

乳幼児率 3.3% (新潟県推計人口 R8.4.1 現在)

障害者手帳所持率 4.0% (令和7年 新潟県「福祉保健年報」)

※2 1張当たり利用人数:60分÷5分(着替え1回当たり所要時間)×12時間
=144人/張

※3 県内の0～1歳児率 0.94% (新潟県推計人口 R8.4.1 現在)

※4 1張当たり1日利用人数:1回当たり授乳時間30分×1日10回(WHO基準) =
300分、1,440分÷300分=4.8人

※5 スフィア基準に基づく1人当たり最低居住面積

※6 1台当たりの対応平米数(メーカー仕様)

整備領域⑤電源確保

1. 現状・課題の整理

項 目	内 容
電気設備・機器が不全になる原因	●ライフラインの途絶 停電や電力供給設備の被災等による、避難所における電力供給が途絶
避難者の行動	●電気機器が使用できない避難生活 既設の設備・機器が使用できなくなり、健康や安全が確保されない環境下での避難生活
避難者に生じる事態	●健康・安全上のリスク 暑さ・寒さによる体調不良、夜間の転倒等の事故、停電等による不安やストレス等により、避難者の健康・安全や精神面への影響

2. 目指す姿

停電時においても避難所運営に必要な電力を安定的に確保することで、避難者が安心して過ごすことのできる居住環境を確保

3. 整備の方向性

- 停電時においても避難所運営に必要な最低限の電力を安定的に確保

(調達方法)

- 施設付帯設備(非常用発電設備、太陽光発電設備)を有効活用し、不足する機能を以下により補完

〔主に備蓄で補完するもの〕

- ・ 可搬型発電機
- ・ 蓄電池・ソーラーパネル

〔主に協定・応援で補完するもの〕

- ・ 電動車
- ・ 電源車

(フェーズごとの整備の考え方)

〔初動期(～1日)〕

- 避難所の開設及び空調設備・資機材等を稼働させるための電源設備を整備

〔応急期(～3日)〕

- 避難生活に必要な生活用品の設備・資機材を稼働させるための電源設備を確保

〔復旧期(～7日)〕

- 避難生活の長期化を見据えた、居住環境の維持・改善を支えるための電源設備を確保

参考

「電源」環境整備品の使用イメージ

Time	品目・使用環境等	留意点
発災 ↓ 1日 ↓ 7日	施設付帯設備 非常用発電設備  燃料：軽油、都市ガス、LPガス 等 太陽光発電・蓄電池  太陽光発電の余剰電力は蓄電池に充電し、不足電力時に供給	
	可搬型発電機  燃料：ガソリン、LPガス 等 蓄電池・太陽光パネル  燃料管理不要 (充電設備は別途必要) 電動車  (種別) ・電気自動車(EV)、 ・プラグインハイブリッド(PHV) ・燃料電池自動車(FCV) ・ハイブリッド自動車(HV) 等 電源車  大きな電力需要への対応 ・冷暖房、シャワー、洗濯等の使用を想定	【可搬型発電機、蓄電池・太陽光パネル】 ・電子機器への電力供給を想定し、インバータ発電機を想定 ・発電機の燃料備蓄、蓄電池の充電状況の確認が必要 ・機器を発電機、蓄電池に接続する場合は、起動時に消費電力の2倍程度の電力を必要とするものがあることに留意 ・1台の発電機、蓄電池から複数の機器を使用する場合や遠方に設置する機器への電力供給を想定し、延長コードや電源タップを複数確保することが望ましい。 【電動車】 ・車両からの給電方式に応じて、外部給電器等の接続機器が必要となる場合があることに留意(車載コンセント、V2L、V2H等) 【電源車】 ・施設側の受電方式によっては、電源車からの給電に仮設変圧器が必要となる場合がある。

<設備・資機材の品目、整備・調達方法等>

品目 整備・調達方法	概要（特徴、仕様（例））と留意点
可搬型発電機 (インバーター発電機) 初動期: 備蓄 応急期: 備蓄/協定・応援 復旧期: 備蓄/協定・応援	【概要】 燃料(ガソリン、LPガスなど)を用いて発電し、電力を供給するもので、発電時に騒音や排気ガスが発生 【留意点】 本体機器に加え、燃料の確保も重要であることから、災害時にも安定した燃料供給が期待できるLPガス式発電機を導入するなど、燃料供給リスクの低減に向けた取組が必要
蓄電池・ソーラーパネル 初動期: 備蓄 応急期: 備蓄/協定・応援 復旧期: 備蓄/協定・応援	【概要】 あらかじめ蓄電した電力を供給するもので、燃料を必要とせず、静音性に優れる特性 【留意点】 出力・容量に限りがあり、充電に時間を要するため、給電が停止しても影響が比較的小さく、充電時間を確保できる機器への給電を基本
電動車 応急期: 協定・応援 復旧期: 協定・応援	【概要】 電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)等があり、車両に蓄えた電力等を外部へ供給可能 【留意点】 車載コンセント又は外部給電器を活用した給電 給電方式により最大出力が異なるため、車両及び給電器の仕様、接続方法、消費電力の事前確認が必要 <給電能力>(目安) コンセント: 1.5kVA 外部給電器: 1.5～9.0kVA ※国土交通省「災害時における電動車の利用促進マニュアル」
電源車 応急期: 協定・応援 復旧期: 協定・応援	【概要】 大容量の電力を供給し、避難所の分電盤等を通じて、照明、冷暖房設備等へ給電 【留意点】 避難所側の受電容量、電圧、接続方式及び電源車の出力が適合するか事前に確認し、外部電源接続盤、接続ケーブル、駐車スペースの確保が必要 <給電能力>(目安) 低圧: 13kVA～100kVA(75kVAが標準) 高圧: 100kVA～1,000kVA(300kVA～500kVAが標準) ※国土交通省「災害時における電動車の利用促進マニュアル」

<整備内容の整理（規模別モデル）>

○非常用発電設備、太陽光発電・蓄電池でまかなえる品目の消費電力は総消費電力から差し引く。

フェーズ	品目	算出式	必要数量の目安		
			小規模 (50 人)	中規模 (250 人)	大規模 (1,000 人)
初動期	可搬型発電機	総消費電力÷定格 出力(2.8kVA)	1 台	5 台	19 台
	蓄電池・ソーラー パネル	総消費電力÷定格 出力(1.0kVA)	1 台	5 台	16 台

応急期	可搬型発電機	総消費電力÷定格 出力(4.0kVA)	1 台	—	—
	蓄電池・ソーラー パネル	総消費電力÷定格 出力(1.0kVA)	1 台	1 台	1 台
	電動車	(1.5kVA)	1 台	—	—
	電源車	(75kVA)	—	1 台	1 台

復旧期	可搬型発電機	総消費電力÷定格 出力(4.0kVA)	1 台	—	—
	蓄電池・ソーラー パネル	総消費電力÷定格 出力(1.0kVA)	1 台	1 台	2 台
	電動車	(1.5kVA)	1 台	—	—
	電源車	(75kVA)	—	1 台	1 台

※ 可搬型発電機、蓄電池の台数は、起動時の電力を含む総消費電力(別表参照)を基準発電機等 1 台の定格出力で割り、端数を切り上げた概算値

[基準発電機等]

- ・可搬型発電機：100V機器に幅広く給電できる 2.8kVA 級を基準器とする。

ただし、応急期・復旧期に使用を想定する可搬型エアコンへの給電については、基準器では必要な電力を確保できないため、4.0kVA 級を採用する。

- ・蓄電池：通信機器等への給電能力と可搬性を踏まえ 1.0 kVA 級を基準器とする。

【別表】

電力想定使用量（初動期～復旧期）

No	フェーズ	品目	小規模避難所		中規模避難所		大規模避難所		使用電源			
			台数	消費電力 (起動電力)	台数	消費電力 (起動電力)	台数	消費電力 (起動電力)	可搬型 発電機	蓄電池	電動車	電源車
1	初動	LED投光器【100W(100W)】入口、室内、廊下	3台	300W(300W)	6台	600W(600W)	8台	800W(800W)		○		
2		テレビ【120W(120W)】	1台	120W(120W)	1台	120W(120W)	1台	120W(120W)	○			
3		ノートパソコン【50W(50W)】	1台	50W(50W)	1台	50W(50W)	1台	50W(50W)	○			
4		プリンタ【2.5W(2.5W)】	1台	2.5W(2.5W)	1台	2.5W(2.5W)	1台	2.5W(2.5W)	○			
5		スマートフォン充電【15W(15W)】	50台	750W(750W)	250台	3,750W(3,750W)	1000台	15,000W(15,000W)		○		
6		スポットクーラー【1,000W(2,000W)】	1台	1,000W(2,000W)	6台	6,000W(12,000W)	24台	24,000W(48,000W)	○			
7		送風機【190W(220W)】	1台	190W(220W)	3台	570W(660W)	12台	2,280W(2,640W)	○			
8		置型LED投光器（充電）【20W(20W)】	2台	40W(40W)	4台	80W(80W)	6台	120W(120W)		○		
9		石油ファンヒーター【36W(610W)】	1台	36W(610W)	6台	216W(3,660W)	24台	864W(14,640W)	○			
小計(最大総消費電力計)			2,452.5W		11,172.5W		42,372.5W					
10	応急	置型LED投光器（充電）【20W(20W)】	1台	20W(20W)	5台	100W(100W)	20台	400W(400W)		○		
11		水循環装置【30W(30W)】	1基	30W(30W)	5基	150W(150W)	20基	600W(600W)	○			
12		空気清浄機【55W(110W)】	1台	55W(110W)	5台	275W(550W)	20台	1,100W(2,200W)			小	中大
13		可搬型エアコン【2,710W(3,800W)】	1台	2,710W(3,800W)	4台	10,840W(15,200W)	16台	43,360W(60,800W)	小			中大
14		個室テント(救護室用)冷房【318W(318W)】	2台	636W(636W)	4台	1,272W(1,272W)	4台	1,272W(1,272W)			小	中大
15		個室テント(救護室用)暖房【36W(610W)】	2台	72W(1,220W)	4台	144W(2,440W)	4台	144W(2,440W)			小	中大
小計(最大総消費電力計)			3,451W		12,637W		46,732W					
16	復旧	エアテント（休憩用）空調【2,710W(3,800W)】	1張	2,710W(3,800W)	2張	5,420W(7,600W)	2張	5,420W(7,600W)	小			中大
17		エアテント（ペット）空調【2,710W(3,800W)】	1張	2,710W(3,800W)	1張	2,710W(3,800W)	2張	5,420W(7,600W)	小			中大
18		仮設トイレ（照明・換気）【15W(15W)】	3基	45W(45W)	13基	195W(195W)	50基	750W(750W)		○		
19		置型LED投光器（充電）【20W(20W)】	2台	40W(40W)	7台	140W(140W)	25台	500W(500W)		○		
20		簡易型シャワー設備（水循環型）【835W(835W)】	1基	835W(835W)	5基	4,175W(4,1750W)	20基	16,700W(16,700W)			小	中大
21		置型LED投光器（充電）【20W(20W)】	1基	20W(20W)	6基	100W(100W)	20基	400W(400W)		○		
小計(最大総消費電力計)			6,360W		12,740W		29,190W					

※表中の消費電力及び起動電力は、避難所における必要電源の規模を検討するため、一般的な機器仕様等を基に設定した計画上の想定値であり、実際の値は機種、設備方式、使用条件等により異なる。実際の電源容量の算定に当たっては、使用する機器の仕様、同時使用台数、起動方法、施設の既設電源設備等を確認する必要がある。

3.4 その他（整備領域外の整備品目例、資機材の管理等）

＜整備の方向性＞

避難所の居住環境の向上に加え、安全な避難環境の確保、物資供給機能及び応急生活支援機能の確保など、災害時に避難者の生命及び健康を守るため、整備領域外であっても必要な設備・資機材については、地域の実情に応じて整備を進めるものとする。

これらの設備・資機材は、避難生活環境の向上に資するほか、物資保管機能、避難スペースの確保、炊き出し機能その他の応急生活支援機能の確保にも活用できることから、避難所の防災機能強化の観点を踏まえ、その有効な活用を図ることが重要である。

＜整備品目例＞

○自宅から避難所、避難所から自宅への帰宅までの過程を一貫して支援する資機材

品 目	想 定 用 途
防災パーゴラ	災害発生時の緊急避難場所として活用
電動モビリティ	高齢者等の自宅から避難所間の移動手段
避難誘導灯	停電時における避難経路の確保及び安全な移動を支援
避難所サイン	避難所の位置や施設内の各機能・設備等を分かりやすく表示し、避難者の円滑な移動を支援

○物資、応急生活支援を充実する資機材

品 目	想 定 用 途
備蓄倉庫	備蓄物資の保管場所として活用
キッチン資機材セット	セントラルキッチン方式を採用した場合の調理施設に整備することで、複数避難所の食事環境の充実を支援 (大型コンロ、大型炊飯器、調理台、保温庫等)
かまどベンチ	避難所等における調理機会の確保
エアテント	車中泊避難者の休養などに利用できる専用スペースを確保

3.5 整備後の管理等

（資機材の管理）

備蓄資機材の管理にあたっては、災害発生時に、直ちに全国の保有状況を把握し、必要な物資を速やかに確保できる体制を整備するため、国及び地方公共団体で運用する「新物資システム（B-PLo）」への情報の登録・更新を徹底する。

（平時の活用方法）

資機材の整備にあたっては、災害時のみならず平時から有効活用できる資機材の導入を検討し、日常利用と防災利用を組み合わせた「フェーズフリー」の考え方を踏まえた管理及び運用に努める。

併せて、災害発生時には速やかに対応するため、平時から、簡易トイレやパーティション、簡易ベッド等の設置訓練を行うなど、地域住民が実際に使用できる環境を整える。

3. 6 「新潟らしさ」を考慮した環境整備

避難「生活」を支える環境整備については、地域特性や避難所の特性を考慮して進めることが期待される。

また、災害時には県内外からの応援支援が期待される場所であるが、地域特性が大きく異なる地域からの応援支援を受けることも珍しくない。

「現地支援」はもちろんのこと、遠隔における「物資調達・手配」等の支援においても、新潟特有の地域特性や避難所環境整備に対して、県外からの理解を得ながら支援を受けるための参考資料としての活用も期待される。

① トイレ

- ・ 建物内外を問わず、寒冷地においてはトイレの設置場所について、室温・外気温に配慮する。
- ・ 水道管、便座、排泄ゴミ、手洗い水等の凍結が発生するリスクがある。
- ・ 寒さによる尿意の増加を考慮する。
- ・ 携帯トイレ・簡易トイレが多めに必要となることも想定する。

② 生活用水

- ・ 水源（川、井戸、雨水貯留槽）などが凍結し、即座に活用できない事態が発生する。
- ・ 給水車や給水機材において、給水設備・配管の凍結がおこる。
- ・ 凍結や冷たいために、手洗いが控えられることによる衛生環境の悪化が想定される。

③ 暑さ・寒さ対策

（暑さに留意すべきこと）

- ・ 直射日光や熱気の流入を遮るため、カーテン、新聞紙・段ボールなどの目張りを行う。
- ・ 首の後ろ、ワキの下、足の付け根など、太い血管がある場所を冷やすための、保冷剤・濡れタオル・冷えたペットボトル、等の確保を行う。
- ・ 避難所内における通気の確保、扇風機・うちわ、霧吹き（気化熱）、冷却タオル等を必要に応じて確保する。

（寒さに留意すべきこと）

- ・ 整備していた暖房設備が使えない場合も想定する。
- ・ 床にマットや畳を敷く（段ボールでも効果あり）
- ・ 隙間風にガムテープ活用で建物の機密性を確保
- ・ 施設内の通気性を考慮し、間仕切りの撤去も検討する。
- ・ 冬山用の断熱マットや保温性の高いシートを確保する。

（参考：政府広報オンライン：避難所の生活ルール）

④ ベッド・プライバシー対策

- ・ 寒冷地では、体育館などの床に直接寝ると体温が著しく奪われ、低体温などのリスクが高まる。
- ・ 床面から 30cm 以上の高さを設けることで、床を這う冷気（コールドドラフト）や埃・感染症の原因物質を吸い込むリスクを軽減できる。
- ・ ベッドの特徴に応じて、寒さ対策の程度を知っておく。段ボールは断熱・保温効果がある。エアーマットは、エアークッション性に優れるが、中の空気が床の冷気で冷やされ、そのまま体温を奪う。エアーマットを使用する場合は、必ず下にアルミシートを敷くか、マットの上にコンパクトな備蓄用毛布や寝袋（シュラフ）を併用することを意識する。

⑤ 電源

- ・ 寒冷地で電源を使う際には、動作温度を確認し、必要に応じて マイナス 20℃ などの低温環境でも給電（放電）できるモデルを選ぶ。
- ・ 多くのリチウムイオンバッテリーは、充電可能な温度が 0℃ 以上に制限されている。氷点下では「給電はできるが充電はできない」ことがあり、充電は暖かい室内で行う必要がある。
- ・ 低温下では化学反応が鈍り、常温時と比べて使えるバッテリー容量が減少する。屋外には置かない、使用しない時は本体をタオルや断熱素材で包んで冷えを防ぐ。
- ・ バッテリー消耗や故障に備え、石油ストーブやカセットガスストーブなど「電気を使わない暖房」の併用を検討する。

（暑さの特徴）

- ・「冬の雪や寒さ」のイメージが強いが、厳しい暑さも発生することについて留意する
- ・（フェーン現象による高温）

南からの温かく乾いた風が山を越える際、さらに温度を上げて吹き下ろすため、記録的な猛暑になりやすい。

- ・（全国トップクラスの残暑）

9月や10月に入っても気温が下がりにくい。

- ・（夜間も気温が下がらない（超熱帯夜））

夜になっても気温が30℃を下回らない日があり、最低気温の国内最高記録を樹立した実績もある。

- ・（東京と変わらない真夏の暑さ）

真夏の平均気温は東京とほぼ同等レベルまで上昇する

＜寒さの特徴＞

- ・（日照時間が極端に少ない）

冬は曇りや雨、雪の日が続き、日射量が少ないため、日中でも底冷えする

- ・（冷たい強い風）

冬は西高東低の気圧配置になり、日本海側から冷たい季節風が強く吹き付けるため、体感温度が実際の気温よりもさらに低くなる

- ・（地域による違い）

内陸部や山沿いでは、厳しい豪雪が発生する

参考

新潟県の災害協定一覧（令和８年４月１日時点）

【物資・資材の供給】 35 件

	相手方	締結日	協定の内容
1	新潟県生活協同組合連合会	H17. 7. 27 締結	応急生活物資の供給等
2	(株)ローソン	H17. 10. 27 締結	食料品、飲料水、日用品の供給
3	イオン(株)	H18. 8. 30 締結	食料品、生活必需品等の供給
4	(株)ブルボン	H22. 7. 13 締結	菓子、飲料水の提供
5	(株)ファミリーマート	H24. 12. 28 締結	食料品、飲料水、日用品の供給
6	新潟県石油業協同組合	H25. 3. 28 締結	燃料の優先供給
7	(株)アクティオ	H25. 5. 1 締結	資機材のレンタル・供給
8	(株)レンタルのニッケン	H25. 8. 30 締結	資機材のレンタル・供給
9	(株)カナモト	H25. 11. 29 締結	資機材のレンタル・供給
10	(株)伊藤園	H26. 3. 14 締結	飲料水の供給
11	(株)セブンーイレブン・ジャパン	H26. 4. 1 締結	食料品、飲料水、日用品の供給
12	石油連盟	H26. 4. 1 締結	燃料供給施設の情報共有
13	(株)イトーヨーカ堂	H26. 9. 1 締結	食料品、生活必需品等の供給
14	NPO 法人コメリ災害対策センター	H27. 1. 16 締結	生活必需品の供給、駐車場地提供
15	(株)バイオテックジャパン	H27. 4. 8 締結	食料品の供給
16	一正蒲鉾(株)	H28. 8. 1 締結	食料品の供給
17	東日本段ボール工業組合	H29. 2. 1 締結	段ボール製品の供給
18	(株)カインズ	H29. 2. 28 締結	生活物資（資材、日用品）の供給
19	公益財団法人新潟県学校給食会	H29. 3. 24 締結	食料品等の供給
20	新潟県畳業組合連合会	H30. 2. 19 締結	畳の供給
21	(株)カワチ薬品	H30. 3. 26 締結	生活物資（食料、日用品等）の供給
22	NPO 法人ボランティア・アーキテツ・ネットワーク(VAN)	R2. 5. 28 締結	間仕切り、簡易ベッドの供給
23	東京電力ホールディングス(株)	R2. 10. 16 締結	スクリーニング要員及び資機材の支援
24	ウエルシア薬局(株)	R3. 2. 9 締結	食料品や飲料、日用品等の提供
25	萩原工業(株)	R3. 5. 11 締結	ブルーシート・土のう袋等提供
26	(株)ファーストリテイリング	R3. 12. 23 締結	衣料品等の供給
27	三菱自動車工業(株)・販売会社 5 社	R4. 3. 10 締結	電動車両等の貸与
28	日産自動車(株)・販売会社 5 社	R5. 9. 8 締結	電気自動車等の貸与
29	(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション	R6. 8. 26 締結	機材のレンタル供給
30	(株)原信	R7. 2. 10 締結	食料品、飲料水、日用品の供給 集積・配送拠点としての店舗活用
31	(一社)日本キッチンカー経営審議会	R7. 8. 29 締結	キッチンカーによる炊き出し支援
32	NPO 法人 V ネット	R7. 10. 24 締結	入浴資機材の供給・活用支援
33	WOTA 株式会社	R7. 12. 17 締結	生活用水資機材の供給、自治体 間相互応援プラットフォームの設置
34	新潟県冷凍空調設備協会	R8. 1. 30 締結	冷暖房機器の供給
35	株式会社カンエツ	R8. 2. 20 締結	資機材のレンタル・供給

【輸送】 6 件

	相手方	日付・内容	協定の内容
1	(公社)新潟県トラック協会	H17. 7.14 締結	物資の緊急・救援輸送
2	赤帽新潟県軽自動車運送協同組合	H19. 3.13 締結	救援物資の輸送等
3	(公社)新潟県バス協会	R2.10.14 締結	原子力災害時の住民避難に必要となるバスの手配、運行
4	東京電力ホールディングス(株)	R2.10.16 締結	社会福祉施設の要配慮者の避難に関する要員及び車両支援
5	(一社)新潟県ハイヤー・タクシー協会	R3.11. 5 締結	災害時等における避難行動要支援者等被災者の輸送
6	(一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク	R4. 3.28 締結	物資の輸送・荷役等

【その他】

	相手方	日付・内容	協定の内容
－	(一社)日本 RV 協会	R8. 3. 4 締結	被災者・応援団体の宿泊場所として、キャンピングカーを提供

※物資調達・輸送等に係る協定のみ抽出